

【平成29年度 中京大学 教員免許状更新講習 受講案内】

1. 受講資格

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状をお持ちの方で、①平成30年3月31日もしくは②平成31年3月31日に修了確認期限を迎える方々。

【①該当する生年月日】

昭和37年4月2日～昭和38年4月1日

昭和47年4月2日～昭和48年4月1日

昭和57年4月2日～昭和58年4月1日

【②に該当する生年月日】

昭和38年4月2日～昭和39年4月1日

昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

昭和58年4月2日～昭和59年4月1日

※更新講習の受講対象は現任教員等です。詳細は文部科学省 HP をご確認ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

2. 講習日程

平成29年8月2日(水)～8月8日(火)※平日のみ

3. 講習会場

中京大学(名古屋キャンパス):名古屋市昭和区八事本町 101-2

4. 受講料

1時間(60分)につき1,000円

選択科目「ワークショップ:協同学習を創る」のみ教材費1,000円が別途必要となります。

5. 受講手続きの流れ

5/16～ 5/30(必着)	申込受付	■提出書類 (1)様式①免許状更新講習受講申込書(できれば両面印刷) (2)様式②受講対象者証明書 (3)様式③事前アンケート(1講座につき1枚) (4)返送用切手(140円分) ※申込受付は、先着順ではありません。 ※申込者多数の場合は、本学卒業生・本学附属高校教員を優先し抽選をいたしますので、予めご理解をいただきお申込みください。 ※修了確認期限を延長されている方は、その証明書の写し(コピー)を同封してください。 ■送付先 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 中京大学 教学部教職支援課 免許状更新講習係
↓		
6/7頃	受講可否通知	受講の可否を書面にて通知いたします。 受講可の場合は、受講料払込書を同封いたします。 ※6月14日を過ぎても通知が届かない場合はお手数ですが問い合わせください。
↓		
7月上旬	受講票送付	受講料払込の確認後、受講票と講習要領を送付いたします。 ※7月中旬を過ぎても届かない場合はお手数ですが問い合わせください。
↓		
8/2～8/8	講習実施	全講習名古屋キャンパスで実施いたします。
↓		
8月下旬	履修認定	証明書を送付いたします。

6. 申込書等(様式①②③)の記入について

- (1) 必要事項を漏れなくご記入ください。(不備がある場合は、受講を認めない場合があります)
- (2) 顔写真は必ず貼付してください。
- (3) 申込印を忘れず押印ください。
- (4) 受講対象者証明書(受講対象者である証明印が必要)を必ず提出してください。
- (5) 事前アンケートをご記入ください。(1 講座につき 1 枚)※アンケート内容は抽選に影響しません。

7. 修了認定試験

修了認定試験は、各講習の時間内において筆記試験を実施いたします。

8. 開講講習一覧

次の 3 つの領域から合計 30 時間以上の受講が必要です。講習内容の概要は別紙をご覧ください。

(1) 必修領域(6時間)

開設日	講習名	時間数	定員
8月3日(木)	①教育の最新事情	6時間	60名

(2) 選択必修領域(6時間)

開設日	講習名	時間数	定員	受講対象者
8月4日(金)	②学校教育における課題と展望	6時間	30名	小・中・高等・特別支援学校教諭
8月4日(金)	③教師が活きる学校経営	6時間	30名	小・中・高等・特別支援学校教諭

(3) 選択領域(合計18時間)

開設日	講習名	時間数	定員	受講対象者
8月2日(水)	④健康・スポーツに関する指導	6時間	50名	中・高等学校の保健体育科教諭
8月2日(水)	⑤生徒指導に関する学校と関係機関との連携	6時間	30名	小・中・高等学校教諭
8月7日(月)	⑥新しい国語科指導	6時間	30名	中・高等学校の国語科教諭
8月7日(月)	⑦ワークショップ:協同学習を創る	6時間	24名	小・中・高等学校教諭
8月8日(火)	⑧言葉への理解を深める	6時間	30名	小・中・高等学校教諭
8月8日(火)	⑨道徳教育	6時間	30名	小・中・高等学校教諭

(ご注意)

- ※平成 28 年度に受講された方は、同一名称講習を受講することはできません。
- ※平成 28 年度開設「特別活動と道徳教育」を受講された方は、⑤および⑨を受講することはできません。
- ※④及び⑥はお持ちの免許校種・教科が受講条件となります。
- ※教員免許更新制の詳細は文部科学省 HP をご確認ください。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)
- ※受講において遅刻・早退は、時間数不足により単位認定ができかねますので、ご注意ください。

9. 受講時間割(目安)

時限	時刻	時間
1限目	9:10~10:40	90分
2限目	10:50~12:20	90分
お昼休み	12:20~13:20	
3限目	13:20~14:50	90分
4限目	15:00~16:30	90分

10. 申込後の内容変更およびキャンセルについて

受講申込後に申込内容を変更またはキャンセルする場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
(申込時期によりお受けできない場合もあります。予めご了承ください。)

11. その他

(1) 免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について

必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます。選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます。選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます。
(いずれも、他の領域への振替えはできません。)

(2) 受講対象者の証明について

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明していただく必要があります。

(文部科学省 HP 参照 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm)

申込時に証明(証明者による記名・押印等)をしていただきます。

<受講対象者の証明方法について>

受講対象者の区分		証明の方法(※注)
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等)(免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明

(※注) 証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。(例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。)

(3) 個人情報の取り扱い

申込書類及び認定試験の実施により取得した個人情報については、以下の目的に限り利用いたします。

- ・都道府県教育委員会より、履修認定に関する照会があった場合

12. お問い合わせ先

中京大学 教育学部教職支援課 免許状更新講習係 (担当:村井・伊藤)

〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2

TEL : 052-835-7162 FAX: 052-835-7164 (受付時間 月～金 9:00～17:00)

平成29年度 中京大学 教員免許状更新講習 講義概要

【必修領域】

講習の名称	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数
教育の最新事情	<ul style="list-style-type: none"> 世界の教育と日本の教育を比較しながら、今必要と考えられる学校教育について検討する。 「教師のライフコース」を辿りながら、子ども観・教育観について考察する。ワークショップを取り入れる。 発達障害児の理解とその支援について検討する。 近年の生活状況の変化を踏まえた生徒指導や、カウンセリングマインドに基づいた支援のあり方について検討する。 	大内 裕和(国際教養学部教授) 小峰 総一郎(国際教養学部教授) 首藤 祐介(心理学部助教) 鎌田 陽世(国際教養学部非常勤講師)	6時間	平成29年8月3日	6,000円	60人

【選択必修領域】

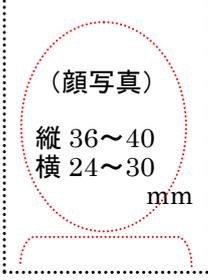
講習の名称	取り扱う事項	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	主な受講対象者		
								学校種	免許職種・教科等	職務経験等
学校教育における課題と展望	学校を巡る近年の状況の変化 学習指導要領の改訂の動向等	<ul style="list-style-type: none"> 学力の本質の解明と新学習指導要領とを対照する。 日本の学校教育が持っている特徴を国際比較と歴史の視点から紹介し、近未来の社会に向けてどのような課題があるかを紹介する。 その上で、展望を受講生と議論する。 	大内 裕和(国際教養学部教授) 相澤 真一(現代社会学部准教授)	6時間	平成29年8月4日	6,000円	30人	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	特定しない	特定しない
教師が活きる学校経営	様々な問題に対する組織的対応の必要性 学校における危機管理上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、基本的に教師個人の仕事遂行が多い職場である。その際に気をつけることや同僚性が大切なことを生徒指導面に焦点を当てて理解を深める。 学級崩壊克服から生き生きとした学びの学校づくりを成し遂げた体験を通して理解を図る。 	山田 宏(国際教養学部非常勤講師) 山本 美一(元名張市立つつじヶ丘小学校校長)	6時間	平成29年8月4日	6,000円	30人	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	特定しない	特定しない

【選択領域】

講習の名称	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	対象職種	主な受講対象者
健康・スポーツに関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の概要とその実際。HQQにおける、特性要因分析、チェックリストの実際とその効果。 子どもの健康づくりに必要な睡眠・食事・運動、およびスポーツ中のけが予防のための身体操作を学ぶ。 現代社会における体育・スポーツの諸問題についてスポーツ哲学・倫理的アプローチにより問題解決の方向性を探る。 体育活動中のスポーツ事故の予防と救急処置についてアスレティックトレーナーの立場から情報提供する。 	小磯 透(スポーツ科学部教授) 湯浅 景元(スポーツ科学部教授) 近藤 良享(スポーツ科学部教授) 村田 祐樹(スポーツ科学部助教)	6時間	平成29年8月2日	6,000円	50人	教諭	中学校保健体育科・ 高等学校保健体育 科教諭向け
生徒指導に関する学校と関係機関との連携	中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(2015年12月)は、「教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補う必要性を指摘している。本講座では、子どもの貧困問題、不登校、非行等に関わってきた専門家によるケース・スタディを中心に、学校と関係機関との連携のあり方について検討する。	井上 陽子(国際教養学部非常勤講師) 丹下 加代子(国際教養学部非常勤講師)	6時間	平成29年8月2日	6,000円	30人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
新しい国語科指導	<ul style="list-style-type: none"> 中学校や高校で漢文を授業するにあたり、役にたつ知識を提供したい。①漢和辞典の使い方を知る。②漢詩における対句の効用を実感する一の二点について説明する。 上代から近代に至る主要な文学作品について、①季節②行事をテーマに、時代縦断的に教材として取り上げて、その共通点・相違点などに注目することで、新教材としての可能性を追究し、かつ日本文化の伝統について考察したい。 	福井 佳夫(文学部教授) 佐々木 俊臣(文学部客員教授)	6時間	平成29年8月7日	6,000円	30人	教諭	中学校国語科・高等 学校国語科教諭向 け
ワークショップ:協同学習を創る	日本協同教育学会が開発した協同学習の進め方の基本習得のためのワークショップを行う。受講者参加型の講習となる。 ①協同の考え方に立つ学習観・教育観 ②授業で使える協同の技法	有本 高尉(国際教養学部非常勤講師)	6時間	平成29年8月7日	7,000円	24人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
言葉への理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> 社会における性差、地域差、世代差などの多様性が言葉に与える影響について具体例を挙げ、学校教育の視点から考察する。 多言語社会の言語政策、言語状況、教育の現状を、特にインドの事例を踏まえて報告する。教育言語、母語の重要性、英語の功罪、言語学習負担、インドの教育問題等について考察する。 	吉川 寛(国際英語学部非常勤講師) 榎木園 鉄也(国際英語学部教授)	6時間	平成29年8月8日	6,000円	30人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> 「考え、議論する道徳」への転換と言われている近年の道徳教育政策の動向を概観し、今後の道徳教育のあり方を考える。 ヨーロッパ評議会が開発・推進してきた人権教育実践の一部を体験する。またその背景にある経験学習論を考察する。 	原口 友輝(国際教養学部講師)	6時間	平成29年8月8日	6,000円	30人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け

【様式①】 中京大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名			申込印		生年月日	昭和 年 月 日	
連絡先	(〒)	都道府県	市区町村				
	(TEL)	-	-	(携帯)	-	-	
出身大学	大学		学部	昭和・平成	年度卒業		
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者		(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員				
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者		(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者		(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		(勤務先)				
	⑤その他		(勤務先)			(職名)	

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は参考資料「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日
--------------------	----------

○ 受講希望講習について記入してください。 ※参考資料「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習(3講習まで選択できます)		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※〔様式②受講対象者証明書〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

【様式②】受講対象者証明書

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。

※証明の方法は参考資料「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	生 年 月 日	昭和 年 月 日

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

証明者名
(機関名・役職名)
(氏 名)

印

【様式③】 中京大学 免許状更新講習事前アンケート（平成 29 年度）

※お手数ですが、受講予定講座毎に本アンケートを 1 枚ずつご記入ください。（1 講座につき 1 枚）

■ 受講する予定の講習名をお書きください。

■ 本講習を志望された理由をお書きください。

■ 本講習に期待することをお書きください。

記入例

【様式①】中京大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名	ちゅうきょう はなこ 中京 花子	申込印 中京	年月日 昭和48年5月30日	必ず押印してください。	顔写真を必ず貼ってください。
先	(〒 466-8666) 愛知 都道 名古屋 市区 昭和区八事本町101-2 府県 町村				(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
	(TEL) 052-835-7162 (携帯) 090-△△△△-〇〇〇〇				
出身大学	中京 大学 体育 学部 昭和 平成 〇〇 年度卒業				
受講対象者の区分	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) 愛知県立〇〇高等学校	(職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員		
※①~⑤の中から該当する区分に記入してください。	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)			
	⑤その他	(勤務先)	(職名)		

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は参考資料「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等
中学校教諭一種免許状	保健体育
高等学校教諭一種免許状	保健体育
※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。	
修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 31 年 3 月 31 日

文部科学省のHPでご確認ください。

○ 受講希望講習について記入してください。 ※参考資料「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

希望する講習名および開設日をご記入ください。	講習の名称	開設日
選択必修領域講習	教育の最新事情	8月3日
	学校教育における課題と展望	8月4日
	健康・スポーツに関する指導	8月2日
選択領域講習 (3講習まで選択できます)	ワークショップ:協同学習を創る	8月7日
	道徳教育	8月8日

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※【様式②受講対象者証明書】に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

【様式②】受講対象者証明書

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。

※証明の方法は参考資料「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	ちゅうきょう はなこ	生 年 月 日	昭和48年5月30日
	中京 花子		

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	○
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者として、

日付を必ず、ご記入
ください。

3項又は免許状更新講習規則第9条に

平成 29 年 5 月 19 日

証明者名 (機関名・役職名) 愛知県立〇〇高等学校
(氏名) 校長 〇〇 〇〇

印

参考資料

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	授与年月日 平成●●年●月●日

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
（いずれも、他の領域への振替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○受講対象者の証明方法について〔受講対象者証明書〕

受講対象者の区分		証明の方法（※注）	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）